

太田市休日歯科診療所運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日等における地域住民の歯科診療の確保を図るため、予算の範囲内において太田市休日歯科診療所運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、社団法人太田新田歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に交付する。

(交付の対象経費)

第3条 補助金は、歯科医師会が行う休日歯科診療所の運営事業費に対して交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の基準額若しくは対象経費の実支出額のいずれか少ない額又は休日歯科診療の運営に係る総事業費から当該診療収入額を控除した額のいずれか少ない額とする。

基準額	対象経費
40,000円×診療日数	1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等） 3 経費（福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等） 4 その他の費用（研究研修費、図書費等）

(補助金の経理)

第5条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を他の経理と区分し、補助金の用途を明確にしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市休日歯科診療所運営費等補助金交付要綱（平成13年3月26日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた歯科医師会については、第5条の規定は、この要綱の失効後

も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。